平成２４年（フ）第３９９号
名古屋市名東区一社２丁目184番地の２
債務者　生田　清子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９８号
北九州市門司区大里東２丁目７番11―107号
債務者　岡留　進一
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２５号
青森県弘前市大字北園２丁目６番地17　こざくら荘１号
債務者　山形　悦子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１８号
青森県つがる市木造千代町77番地
債務者　成田　龍一
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
青森県つがる市柏桑野木田千年228番地５
債務者　葛西　勝彦
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第３６９号
名古屋市名東区亀の井２丁目286番地　名幸レジデンス107号
債務者　水野　泰裕
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２７号
愛知県春日井市熊野町3141番地
債務者　萩野ヤエコ
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７６号
熊本県上益城郡益城町大字古閑380番地１
債務者　上村　良人
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第７７号
熊本県上益城郡益城町大字古閑380番地１
債務者　上村　宣子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第３３２４号
千葉県船橋市夏見５丁目15―16―106、住民票上の住所秋田県大館市芦田子字天下道上29―７
債務者　石原佑季子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３３０号
東京都世田谷区砧１丁目12―３―205
債務者　高林　和弘
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３４１号
千葉県松戸市三矢小台３丁目19―10
債務者　坂本　時子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３９８号
東京都江戸川区南小岩５丁目21―１―101
債務者　笹川　晋豪
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４１４号
東京都足立区興野１丁目５―11
債務者　中村　悠紀
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４１５号
東京都品川区東大井１丁目９―27―206
債務者　久保　真幸（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４１７号
神奈川県川崎市麻生区百合丘３丁目14―４―Ａ―106
債務者　柏原　夏未（旧姓穴澤）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４２１号
神奈川県藤沢市長後1251番地１　フローレンスハイツ湘南105号、住民票上の住所神奈川県海老名市東柏ケ谷６丁目19―３―302
債務者　神保　元樹
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部